

浜松市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高齢者に居住環境が良好な賃貸住宅の供給の促進を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を建設する民間の土地所有者(以下「認定事業者」という。)に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者の居住の安定確保の関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)第1条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。以下「旧法」という。)第30条の規定による認定を受けた供給計画(以下「認定計画」という。)に基づき、整備及び管理される賃貸住宅をいう。
- (2) 高齢者向け優良賃貸住宅補助金 旧法第41条に規定する建設費補助金及び旧法第43条に規定する家賃減額補助金をいう。
- (3) 入居者負担額 高齢者向け優良賃貸住宅制度補助要領(平成13年8月5日付け国住備第90号住宅局長通知。以下「補助要領」という。)第14第1項及び第2項の規定により算出した入居者負担基準額に相当する額をいう。
- (4) 管理業務者 土地所有者等が建設する高齢者向け優良賃貸住宅を借り上げ、若しくは管理を受託して、当該賃貸住宅を入居者に賃貸し、又は管理する者で旧高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の規定に基づき、市長が定める基準第6各号に定めるものをいう。

(補助対象及び補助率(額))

第3条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる補助金を交付することができる。

(1) 建設費補助金

(2) 家賃減額補助金

2 前項の補助金の対象経費及び補助率(額)は別表のとおりとする。

3 第1項の補助金の交付を受けようとする認定事業者及び管理業務者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 市税を完納していること。

(2) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)でないこと。

(3) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。

- (4) 暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 前 3 号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体でないこと。

- 4 建設費補助の対象となる高齢者向け優良賃貸住宅の整備に係る基準等は、別に定める。
- 5 高齢者向け優良賃貸住宅の管理運営に係る項目は、別に定める。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条に規定する補助金の申請は、前条第 1 項第 1 号の補助金にあつては建設費補助金交付申請書（第 1 号様式）同項第 2 号の補助金にあつては家賃減額補助金交付（変更）申請及び概算払申請書（第 2 号様式）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなくてはならない。

- (1) 市税納付・納入確認同意書（第 2 - 1 号様式）
- (2) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（第 2 - 2 号様式）
- (4) その他市長が必要があると認める事項を証する書類

3 交付申請書は、次に掲げる期限までに提出しなければならない。

- (1) 建設費補助金 市長が別に定める日
- (2) 家賃減額補助金 毎年 4 月 1 日。ただし、新たな入居が開始された場合は、管理開始月の 1 日

4 建設費補助金にあつては、当該事業の実施が複数年度にわたる場合は、年度ごとに交付申請を行わなければならない。

5 家賃減額補助金において、交付決定額と実績額との差額が交付決定額の 20% を超えるときは、変更の交付申請を行わなければならない。

(建設事業の全体設計の承認)

第 5 条 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅の建設事業の実施が複数年度にわたる場合においては、初年度の建設費補助金の交付申請前に当該事業に係る事業費の総額、事業完了の予定時期等について、建設事業全体設計（変更）承認申請書（第 3 号様式）を提出して市長の承認を得なければならない。当該事業に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。

2 前項の承認については、別に定める建設事業全体設計（変更）承認書により通知するものとする。

3 市長は、前項の承認にあたり、必要があるときはこれに条件を付することができる。

(交付の決定)

第 6 条 規則第 5 条に規定する交付の決定をしたときは、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額交付決定通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付にあたり、必要があるときはこれに条件を付することができる。

(交付の条件)

第 7 条 認定事業者は、次の各号に規定する行為を行おうとするときは、当該各号に規定

する書面を提出しなければならない。

- (1) ア 補助事業の内容を変更しようとするときで、補助金の額に変更が生じない場合 事業内容変更承認申請書 (第 5 号様式)
- イ 補助事業の内容を変更しようとするときで、補助金の額に変更を生じる場合 (建設費補助金) 補助金交付変更承認申請書 (第 6 号様式)
- ウ 補助事業の内容を変更しようとするときで、補助金の額に変更を生じる場合 (家賃減額補助金) 家賃減額補助金交付 (変更) 及び概算払申請書 (第 2 号様式)
- (2) 補助事業の経費の配分を変更しようとするとき 経費の配分変更承認申請書 (第 7 号様式)
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき 事業中止 (廃止) 承認申請書 (第 8 号様式)
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 高齢者向け優良賃貸住宅事業の未完了報告書 (第 9 号様式)

(状況報告)

第 8 条 認定事業者は、当該補助事業に係る契約の締結を完了した場合、建設事業契約完了届 (第 1 0 号様式) を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、6 月、9 月、1 2 月及び 3 月末日現在の事業の遂行状況について、建設事業遂行状況報告書 (第 1 1 号様式) により翌月 5 日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 3 条に規定する実績報告書は、次のとおりとする。

- (1) 建設費補助実績報告書 (第 1 2 号様式) 事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日まで
- (2) 家賃減額補助実績報告書 (第 1 3 号様式) 補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 1 0 日まで

(補助金の額の確定等)

第 1 0 条 規則第 1 4 条に規定する補助金の額の確定は、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金の額の確定通知書 (第 1 4 号様式) により通知するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第 1 1 条 規則第 1 7 条に規定する補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 旧法第 4 0 条に基づき供給計画の認定を取り消された場合
- (2) 虚偽その他不正な手段により交付の決定を受けた場合
- (3) 高齢者向けの優良賃貸住宅を他のものに譲渡した場合 (旧法第 3 8 条により認定事業者から地位の承継をした者が市長の承認を受けた場合は除く。)

(4) 第 3 条第 3 項第 1 号から第 5 号に該当すると判明した場合

(請求)

第12条 補助金の交付の決定を受けた認定事業者は、補助金の支払いの請求をしようとするときは、次の各号により請求しなければならない。

(1) 建設費補助金請求書(第15号様式) 補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

(2) 家賃減額補助金請求書(第16号様式) 家賃減額補助金の交付及び変更交付の決定の通知を受けたときは、家賃減額補助金に係る委任状(第17-1号様式)により当該家賃減額補助金の請求及び受領並びに実績報告に関する権限について、管理業務者に委任するものとする。この場合において、管理業務者が宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。)第3条第1項に規定する免許を有する者に業務を委託する場合は、委託書(第17-2号様式)をともに添付しなければならない。ただし、認定事業者と管理業務者が同一の者であるときは、当該権限の行為について、認定事業者自らが行うことができる。

(権利の承継)

第13条 浜松市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業実施要領第35条による市長より地位の承継承認を受けた者は、当該建設費補助金又は家賃減額補助金の交付を受ける権利を承継したものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、建設費補助金又は家賃減額補助金を交付する場合は、次の各号により支払うものとする。

(1) 建設費補助金 認定事業者の請求に基づき、請求後30日以内に支払うものとする。

(2) 家賃減額補助金 会計年度の四半期ごとに認定事業者又は管理業務者の請求に基づき、概算払い並びに分割払いで支払うものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第15条 認定事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第16条 市長は、認定事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(申請書の経由)

第17条 家賃減額補助金交付(変更)申請及び概算払申請書、高齢者向け優良賃貸住宅補助金権利承継承認申請書については、管理業務者を經由して提出することができる。

(書類の整備)

第18条 認定事業者は、補助金に関する書類を常に整備し、補助金の交付を受けた年度

の終了後10年間保存しなければならない。

(細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条第3項、第4条第2項第3号及び第11条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定を受ける補助金について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別 表（第3条関係）

補 助 の 対 象		補 助 率 （ 額 ）
補助金の区分	経 費	
建設費補助金	補助要領第4に定める共同住宅の共用部分等整備費及び第5に定める加齢対応構造等設備設置費	補助の対象経費の3分の2以内とする（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）
家賃減額補助金	補助要領第14に定める契約家賃の減額に要する経費	<p>契約家賃（契約家賃が限度額家賃を超える場合においては、限度額家賃）の額から入居者負担額（補助要領第14第1項及び第2項の規定による。）を控除して得た額（100円未満の端数は、これを切り捨てる。）に管理戸数（空家戸数を除く。）及び月数（空家月数を除く。）を乗じて得た額とする。</p> <p>月の中途の入居に係る補助については翌月から、退去に係る当該月の補助額については、1箇月を30日として日割計算するものとする。</p>

第1号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助金交付申請書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号によって供給計画の認定(変更認定)を受けた当該団地につきまして、建設費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補 助 事 業 の 名 称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 補 助 金 交 付 申 請 額 円
(建設工事費 円)
- 4 交 付 申 請 額 の 算 出 方 法 別紙1～3のとおり
- 5 事 業 完 了 予 定 日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 供給計画認定書の写し
- (2) 位置図(1/25,000程度)
- (3) 事業計画作成区域図(1/2,500程度)
- (4) 設計図(1/500程度、配置図、各階平面図、断面図、立面図)
- (5) 共同施設計画図(1/500程度)

第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付(変更)申請及び概算払申請書

年 月 日付け浜松市指令建住第 号によって供給計画の認定(変更認定)を受けた当該団地につきまして、家賃減額補助金の交付(変更)を受けたので、下記のとおり申請します。また、この補助金については、浜松市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱第14条第2号に基づき、概算払をされたく併せて申請します。

記

1 団 地 名

2 補 助 事 業 の 名 称 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業

3 交付(変更)申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円

4 交付申請額の算出明細 別紙4のとおり

5 補 助 対 象 の 期 間 年 月 ~ 年 月

6 変更理由(変更の場合)

7 概算払を必要とする金額と時期

年 月 ~	年 月	円	7月
年 月 ~	年 月	円	10月
年 月 ~	年 月	円	1月
年 月 ~	年 月	円	4月(実績払い)

(添付書類)

(1) 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金明細書(別紙4)

第2 - 1号様式(第4条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅全体設計（変更）承認申請書

高齢者向け優良賃貸住宅建設事業について、下記のとおり（変更）承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 高齢者向け優良賃貸住宅建設事業に要する経費 別紙5のとおり
- 4 事業年度及び年度ごとの事業費 別紙5のとおり
- 5 事業完了の予定期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 供給計画認定書の写し

様

浜松市長 鈴木 康友

高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請がありました標記事業の補助金につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金の名称 平成 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金

2 交付(変更)決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

3 交付条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的で使用してはならない。
- (2) 次に掲げる場合、変更の交付申請をしなくてはならない。
 - ア 交付決定額と実績額との差額が交付決定額の20%を超える場合
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするときで、補助金の額に変更が生じる場合
- (3) 浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (4) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則18条の3の規定に基づき、他に交付すべき補助金があるときは、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺する場合がある。
- (5) 補助金に関する書類を常に整備し、補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保存しなければならない。
- (6) この補助金の対象となる事業の実施にあたっては、規則及び浜松市高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅事業内容変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号で交付決定の通知を受けた標記事業の事業内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の内容 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 変 更 内 容
- 4 変 更 理 由
- 5 関係書類及び図書 別紙のとおり

（注） 内容の変更に伴って金額の異動がある場合には、すべて補助金交付申請の様式を準用する。なお、添付図面等は、変更に係る部分のみ添付すること。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 変更交付内容
変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
- 4 交付申請額の算出方法 別紙1～3のとおり
- 5 事業完了の予定期日
- 6 変更理由

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅補助金経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令建住第 号で交付決定を受けた
補助金について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 経費の配分変更を必要とする理由
- 4 経費の配分変更調書 別紙1～3のとおり

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け浜松市指令建住第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 中止（又は廃止）を必要とする具体的な理由
- 4 中止（又は廃止）に係る事業の内容及び金額 別紙1～3のとおり
- 5 工 程 表

（添付書類）

- (1) 補助金交付決定通知書（写し）

第9号様式(第7条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅事業の未完了報告書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号で標記事業に係る補助金の交付決定通知を受けましたが、同通知に付された完了期日には、下記事由により事業の完了が困難となりましたので報告します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 交付決定通知に付された事業の完了期日 年 月 日
- 4 完了予定期日 年 月 日
- 5 完了期日までに完了しない理由
- 6 事業実施状況表 別紙6のとおり

(添付書類)

- (1) 工事工程表
- (2) 写真等工事の進捗状況を把握できるもの

第 10 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅建設事業契約完了届出書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号により交付決定又は承認を受けた標記事業について、下記のとおり契約を完了したので届け出ます。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 契 約 の 内 容 工事請負額 円
- 4 事業着工の予定期日 年 月 日
事業完了の予定期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 工事請負契約書（写し）

第 11 号様式 (第 8 条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅建設事業遂行状況報告書

(年度第 四半期)

年 月 日付け浜松市指令建住第 号をもって、補助金の交付決定又は承認を受けた標記事業の 年 月末日における遂行状況について、別紙 9 のとおり報告します。

第 12 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令建字第 号で補助金交付の決定を受けた建設費補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補 助 事 業 の 名 称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 補 助 金 交 付 決 定 額 円
- 4 補 助 金 実 績 額 円 (内訳は別紙 1 ~ 3 のとおり)
- 5 補 助 対 象 事 業 完 了 日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 設計図書
- (2) 事業の完了を確認できる写真
- (3) 建築基準法の検査済証

第 13 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令建住第 号で補助金交付の決定
を受けた家賃減額補助金の執行実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 団 地 名
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金執行実績額 円 (内訳は別紙 4 のとおり)

第 14 号様式 (第 10 条関係)

浜 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

平成 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のありました高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 平成 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助
- 2 確定補助金額 円
(交付決定補助金額 円)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助金請求書

年 月 日付け浜建住第 号で補助金の額の確定を受けました
下記補助金について請求をします。

記

- 1 団 地 名 マンション
- 2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅建設費補助事業
- 3 請求金額及び口座振込先

金 額			百 万			千			円
口座振込先	銀 行	本店	当座預金				第		号
	信用金庫	支店	普通預金						
	農 協	支所							

(内容)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金請求書

年 月から 年 月までの家賃減額補助金について、下記
のとおり請求をします。

記

1 団 地 名

2 補助事業の名称 年度高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助事業

3 今回請求金額及び口座振込先

金 額	百万		千		円
口座振込先	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所	当座預金 第 号 普通預金		
フリガナ					
口座名義人					

(内容)

年度 高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金 (第 四半期)

第 17 - 1 号様式 (第 12 条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金に係る委任状

私は、管理業務者 を代理人と定め、以下の行為を委任します。

記

- 1 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金の請求及び受領に関する一切の権限
- 2 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金の実績報告に関する権限

第 17 - 2 号様式 (第 12 条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

高齢者向け優良賃貸住宅管理業務に係る委託書

私は、認定事業者から委任状により委任された行為を
します。

に委託

年 月 日

委 託 者

住 所

氏 名

印

受 託 者

住 所

氏 名

印

認定事業者

住 所

氏 名

印

交付申請額の算出方法及び事業経費の配分（変更）
（実績報告書）

（単位：千円）

区 分		補 助 事 業 に 要 す る 経 費	補助率	補助金申請額
共同住宅の共用部分 等整備費			2 / 3	
加齢対応構造等設備 設置費			2 / 3	
合 計	今回交付申請額			
	前回交付決定額			
	変更増 減額			

（注）前回申請額は（ ）書きにすること。

事業経費の配分明細書（変更）
（実績報告書）

1 共同住宅の共用部分等整備費

	区 分	数 量	金額(千円)	備 考
共同施設整備	(イ)公園	m ²		
	(ロ)広場	m ²		
	(ハ)緑地	m ²		
	(ニ)通路	m ²		
	(ホ)立体的遊歩道及び人口地盤施設	m ²		
	(ヘ)駐車場	m ²		
	(ト)高齢者等生活支援施設	m ²		
	(1)総合生活サービス窓口	m ²		
	(2)情報提供施設	m ²		
	(3)生活相談サービス施設	m ²		
	(4)食事サービス施設	m ²		
	(5)交流施設	m ²		
	(6)健康維持施設	m ²		
(7)介護関連施設	m ²			
(8)これら施設に付随する収納施設等	m ²			
	小 計 (イ)～(ト)	m ²		
住宅共用部分	(イ)共用通行部分			
	(ロ)防災性能強化			
	(ハ)機械室(電気室を含む。)			
	(ニ)集会所及び管理事務所			
	(ホ)避難設備			
	(ヘ)消火設備及び警報設備			
	(ト)監視装置			
	(チ)避雷設備			
	(リ)電波障害防除設備			
(ヌ)社会福祉施設等との一体整備費				
	小 計 (イ)～(ヌ)			
	計			

(添付書類)共同施設等整備費内訳書を添付すること。ただし、補助要領第4第1項第2号ただし書の規定に基づき、本体工事と分離して積算することが困難な場合等で別に定めるところにより積算した額を当該費用とみなす場合にあっては、住宅共用部分の小計の備考欄にその旨を記載するものとし、別添を添付すること。

別紙 2 - 2

構造及び住棟の型	耐 火 片廊下型で (ある ・ ない)
階段及び住戸の平均床面積	階 m ²
標準主体附帯工事費	(算出根拠)

2 加齢対応構造等設備設置費

区 分		数 量	金額(千円)	備 考
(イ) 警報装置				
(ロ) 高齢者又は障害者のための特別な 設計の実施及び特別な設備の設 置				
(ハ) エレベーター及びエレベーターホ ール				
計				
合 計 (計 + 計)				

別紙 4

全体設計表

(単位：千円)

区 分	補 助 事 業 に 要 す る 経 費		
	全 体 計 画	年 度 別 計 画	
		年 度	年 度
共同住宅の共用部分 等整備費			
加齢対応構造等設備 設置費			
合 計			
補 助 率	2 / 3	2 / 3	2 / 3
補 助 額			

別紙 6

(1) 総括表

	補助対象 事業費 (A)	事業進捗状況		事業費支払状況		備考
		調査時点の 出来高 (B)	進捗率 (B) / (A)	調査時点の 支払額 (C)	支払率 (C) / (A)	
共同住宅の 共用部分等 整備費	千円	千円	%	千円	%	
加齢対応 構造設備 設置費	千円	千円	%	千円	%	
合 計	千円	千円	%	千円	%	

(2) 内訳表

団地及び 認定事業者			
共同住宅の 共用部分等 整備費	未着工		%
	工事中		%
	完了		%
加齢対応構 造等設備設 置費	未着工		%
	工事中		%
	完了		%

別紙 2 及び別紙 5 の別添